

| | |
|----------------------------------|---|
| 処分年月日 | 2026年6月9日 |
| 処分内容 | 登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱い |
| 行為者が所属する協会 員又は金融商品仲介業 者の名称 | 野村証券株式会社 |
| 法令等違反行為の概要 | <p>【顧客資産の着服】</p> <p>当該協会の元外務員甲は、遊興費等への支出により資金繰りに窮するようになり、関係性が良好と考えていた顧客Aから資金を着服することを思いついた。</p> <p>そして、甲は顧客Aに対して「社員向けの年利2%の社内預金がある。普段は空きが出ないが、空きが出たので案内する。社内預金であることから私(甲)名義でなければならず私の個人口座に振り込んで欲しい」旨の架空の提案を持ち掛けた。</p> <p>このようにして、甲は、数回にわたり、顧客Aから金員を着服し、借金の返済やギャンブルに使用した。</p> |
| 発見の端緒 | 外部からの連絡等をきっかけとして社内調査を行ったことにより判明 |
| 参考情報 | <p>当該協会では、本事案を受けた再発防止策として、主に以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チームとして顧客を担当する体制の拡充・整備。 ・顧客の自宅訪問を上席者の事前承認制とするなど、業務時間内の行動予定の厳格な管理、顧客訪問等の行動の厳格なチェックを実施。 ・営業社員に年に一度、一定期間連続の休暇取得を義務化。休暇中は顧客との接触、会社貸与の端末等の利用を原則禁止し、他の社員が顧客を担当する制度を導入。 ・本件の重大性の理解を促し、現場で各施策を徹底させることを目的として、営業社員に対する部店長による個人面談を実施。 ・社員による誠実な行動を実践していくための研修、管理職に対しては社員の行動管理等に関する指導と啓蒙を会議等を通じ適宜実施。 |